

○総務省令第百十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第五項の規定により読み替えて適用する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月二十四日

総務大臣 藤井比早之

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後				改 正 前	
第十二条の二の二十三 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の規定により地方税共同機構が同項に規定する業務を行う場合には、地方税法施行規則第三十一条の四（見出しを含む。）及び第三十一条の六の見出し中「機構処理税務事務」とあるのは「機構処理税務事務等」とするほか、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。					
第三十一条の四（見出しを含む。）	法第七百八十五条第一項	法第七百八十五条第一項（地方自治法第二百四十三条の二の七第五項において読み替えて適用する場合を含む。）	【新設】		
第三十一条の四第一項第三号	機構処理税務情報（法第七百六十二条第三号に規定する機構処理税務情報	機構処理税務情報等（地方自治法第二百四十三条の二の七第五項において読み替えて適用する法第七百八十六条第一項に規定する機構処理税務情報等			
第三十一条の四第一項第四号	機構処理税務情報	機構処理税務情報等			
第三十一条の五	法第七百八十九条	法第七百八十九条（地方自治法第二百四十三条の二の七第五項において読み替えて適用する場合を含む。）			
第三十一条の五第三号	事務	事務及び地方自治法第二百四十三条の二の七第二項の規定に基づき行っている同項に規定する特定収納事務（次号並びに次条第三号及び第四号において「特定収納事務」という。）			
第三十一条の五第四号	法第七百四十七条の六第三項	法第七百四十七条の六第三項（地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において読み替え			

第三十一条の五第五号		法第七百四十七条の八第一項	事務	事務及び特定収納事務	準用する場合を含む。）
第三十一条の六		法第七百九十条	法第七百九十条	事務及び特定収納事務	法第七百九十条（地方自治法第二百四十三条の二の七第五項において読み替えて適用する場合を含む。）
第三十一条の六第三号		事務	事務	事務及び特定収納事務	事務及び特定収納事務
第三十一条の六第四号		法第七百四十七条の六第三項	法第七百四十七条の六第三項	法第七百四十七条の六第三項（地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において読み替えて適用する場合を含む。）	法第七百四十七条の六第三項（地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において読み替えて適用する場合を含む。）
第三十一条の六第五号		法第七百四十七条の八第一項	法第七百四十七条の八第一項	法第七百四十七条の八第一項（地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において読み替えて適用する場合を含む。）	法第七百四十七条の八第一項（地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において読み替えて適用する場合を含む。）
第三十一条の六の二（見出しを含む。）		法第七百九十条の二	法第七百九十条の二	法第七百九十条の二（地方自治法第二百四十三条の二の七第五項において読み替えて適用する場合を含む。）	法第七百九十条の二（地方自治法第二百四十三条の二の七第五項において読み替えて適用する場合を含む。）
第三十一条の六の二第一項		特定徴収金	特定徴収金	特定徴収金等（地方自治法第二百四十三条の二の七第五項において読み替えて適用する法第七百九十条の二に規定する特定徴収金等をいう。）	特定徴収金等（地方自治法第二百四十三条の二の七第五項において読み替えて適用する法第七百九十条の二に規定する特定徴収金等をいう。）

第十二条の二十四 略	第十二条の二十三 同上
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。